

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 2 5 回 総 会 議 事 録

自 令和 2 年 2 月 25 日
至 令和 2 年 2 月 25 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 2 5 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 2 月 25 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	○	○	農 地
3	酒 井 伸 吾	○	○	総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○		農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 議案第87号 農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）
日程 4 議案第88号 事務委任に関する協議

開会 午後 1 時25分

議長 これより第25回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
2番 對木委員、3番 酒井委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
2月20日、白糠町酪農研修センターにおいて、「令和元年度第2回白糠町の農業を考える会」には、照井委員と私が出席しております。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 議案第87号「農用地利用集積計画の決定」について議題といたします。
恐れ入りますが、ここで●●●は会議規則10条の規定より関わりがありますので議事に参与することができませんので、一度退席していただきたく存じます。
暫時休憩いたします。

《●●●退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしく申し上げます。

斉藤主幹 議案第87号「農用地利用集積計画の決定」(農地保有合理化事業)
下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の作成について意見を求められたことから、本会の審議を求める。

令和2年2月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、

譲渡人 ●●●

譲受人 ●●●

次のページをおめくり願います。
農用地利用集積計画の決定（所有権移転）
農地保有合理化事業の5年間の賃貸借後の売買であります。
土地の所在地は●●●面積は●●●利用目的は畑で使用し、売渡価格は当時あっせん等を通じ、農業公社の買入れ協議で成立した●●●
また、利用集積の公告は3月4日で予定しております。
以上、議案第87号の説明とさせていただきます。

議長 議案第87号の質疑をお受けいたします。
その前に補足説明いたします。

斉藤主幹 補足説明いたします。
当時、5年前のあっせんではありますが、その時のあっせんの申出人が●●●
●●●となっています。
あっせんは不成立となっております。

議長 引き続き、質疑を求めます。
石田委員。

石田委員 5年前に●●●の不成立になった原因は何か。

議長 休憩いたします。
《休憩》
再開します。

議長 他に質疑ありますか。

(出席委員) (なし)

議長 ないようなので、質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第87号につきましては、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

《●●●入室》

会議を再開します。

日程第4 議案第88号「事務委任に関する協議」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしく願います。

齊藤主幹

議案第88号「事務委任に関する協議」。

地方自治法第180条の2の規定に基づき、町長の権限に属する事務の一部を白糠町農業委員会に委任することに関し協議があったので本会の審議を求める。

令和2年2月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

内容について、ご説明いたします。

次のページをおめくり願います。

白糠町から農業委員会会長宛に事務委任の協議がありました。

協議内容は3つに分かれていまして、「新たに委任する事務」、「廃止する事務」、「項番号の整理」になります。

新たな事務は「人・農地プラン」を作成すること。

農水省から抜粋した内容を朗読させていただきます。

「人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもので、平成24年に開始され、平成29年度末現在、1,587市町村において、15,023の区域で作成されていますが、この中には、地域の話し合いに基づくものとは言い難いものもありました。このため、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することにより、人・農地プランの実質化を図る」と記載があります。

廃止するものは、法律改正によるもので、中間管理事業法に統一されたことから、法律上の文言の整理によるもので、次の項番号の整理も同様です。実際は合理化事業も引き続き継続されます。

なお、この規則の施行日は令和2年4月1日からになります。

以上、議案第88号の説明とさせていただきます。

議長

議案第88号の質疑をお受けいたします。

休憩いたします。

《休憩》

会議を再開します。

他に質疑ありませんか。

酒井委員

今回の新たに委任される事務の内容なのですが、農業委員がすべてこの事務作業されるという理解でいいですか。

齊藤主幹

その許認可にかかる部分は行政処分になりますので、事務は農業委員会で実施して、最終的には町長の名前をつかって許可などをすることになります。

酒井委員

つまりこれは先ほどの説明でいくと、この人・農地プランを励行しようとした場合は、地域ごとに地図をつくって、話し合いをしてリストアップする作業を農業委員が中心となってやって、それで2千万円の控除が有利に使えるのかを含めてやっていくことになると思うのですが、いまのところそれが果たして有利なのかということ、この事務は受けますが、

